

まちづくり助成事業の概要

目的：地域の活性化及び暮らしの豊かさを高める公益性を有する事業並びに若者たちが実施するふるさとの良さを再確認する機会となる同世代の交流会等を、自主的かつ計画的に実施する地域集落または町民の自主的な団体等に支援を行うものです。

対象とする事業主体

白鷹町内の地域または町民からなる自主的な団体とします。
区、町内をはじめ、任意のまちづくり団体も可能です。

対象とする事業（主な事例）

- ①地域づくり事業…コミュニティ施設整備・地域の景観形成・調査研究等
- ②生涯学習事業…講演会、講習会、研修会の開催・芸術文化活動等
- ③歴史・文化事業…歴史文化の保存伝承・郷土史発刊・郷土料理の伝承等
- ④イベント・交流拡大事業…大会・シンポジウム・都市交流の開催等
- ⑤チャレンジ事業…NP0 やボランティア団体の立ち上げ・特産物の開発等
- ⑥環境保全・地球温暖化対策事業…省エネルギーの取組・自然エネルギーの研究・ビオトープ整備・水質浄化活動等
- ⑦まちづくり団体直営事業…施設の維持管理作業における原材料の支給
- ⑧同窓会事業…満 59 歳以下で学年単位で町内において開催する同窓会
※要件等はお問い合わせください。
- ⑨その他、町長が特に必要と認めた事業

対象となる経費

報償費（謝金）、旅費（交通費）、通信運搬費、食糧費（会議のお茶代等）、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、燃料費、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費、役務費（保険料）など

助成金額（該当項目により異なります）

- ①～⑥と⑨…事業経費の 50%以内（事業費下限 10 万円、助成金交付額上限 50 万円）
- ⑦…事業経費の 80%以内
- ⑧…参加者 1 人につき 2,000 円（助成金交付額上限 20 万円）

【同窓会事業の特別枠】

- ・フラワー長井線を利用して行う同窓会には⑧の他に 30,000 円を助成
- ・30 歳の節目の年に行う場合には⑧の他に 30,000 円を助成

対象とする期間

原則として単年度事業とし、年度末まで完了する事業を対象とします。

助成金交付までの流れ

申請は随時受け付けますが、下記の流れで補助金の交付となりますので、事業開始まで余裕を持って協議書を提出いただくようお願いします。
なお、予算額（200 万円）に達するまで受け付けますが、先着順となりますのでお早めにお問い合わせ、ご相談ください。
協議書等の提出書類は企画政策課コミュニティ推進係に備えてあります。

協議書を提出 ⇒ 事業選定委員会 ⇒ 交付の内示 ⇒ 申請書を提出 ⇒
交付の決定 ⇒ 事業実施 ⇒ 事業実績報告書を提出 ⇒ 交付額確定 ⇒
助成金の交付（※必要があると認められた場合には概算払も可能です）